

核原料物質等の使用者等に係る事故防止措置要領（例規甲）

平成30年3月27日
兵警生安企例規甲第26号

核原料物質等の使用者等に係る事故防止措置要領を下記のように定め、平成30年3月27日から実施する。

なお、核原料物質、核燃料物質及び放射性同位元素の使用者等の実態把握と事故防止措置について（昭和34年兵警保発第321号）は廃止する。

記

1 趣旨

この要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、核原料物質及び核燃料物質並びに放射性同位元素及び放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下これらを「核原料物質等」という。）の使用者等から運搬の届出を受理したとき等における事故防止に係る措置について、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

核原料物質等の使用者等に係る事故防止措置については、原子炉等規制法、放射性同位元素等の規制に関する法律及び兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成29年兵庫県警察本部訓令第12号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 運搬に係る通知を受理したとき等の措置

- (1) 所属長は、生活安全全部保安課長（以下「保安課長」という。）から原子炉等規制法第59条第5項又は放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第5項の規定による運搬に係る届出を受理した旨の通知を受けたときは、速やかに、管轄し、又は担当する運搬経路に係る当該運搬の支障の有無について調査し、その結果を生活安全部長に報告（生活安全全部保安課経由。以下同じ。）をするとともに、当該運搬に際しては、その指示を受け必要な措置を講ずること。
- (2) 警察官は、原子炉等規制法第59条第11項又は放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第8項の規定により経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命じたときは、遅滞なく、所属長に報告をすること。この場合において、同報告を受けた所属長は、生活安全部長に報告をすること。
- (3) 警察署長は、保安課長から原子炉等規制法第68条第1項又は放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第1項の規定により立入検査等の実施に係る通知を受理したときは、速やかに、核原料物質等及び立入検査等に関し必要な教養を受けた警察職員に実施させ、その結果を生活安全部長に報告をすること。

4 事故の届出を受理したときの措置

警察官は、原子炉等規制法第63条又は放射性同位元素等の規制に関する法律第32条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その状況について所属長に報告すること。この場合において、同報告を受けた所属長は、警察本部長に報告（生活安全全部保安課経由。以下同じ。）をするとともに、関係する所属長に必要な事項を手配し、早期の発見その他適切な措置を講ずること。

5 危険時の通報を受理したときの措置

警察官は、原子炉等規制法第64条第2項又は放射性同位元素等の規制に関する法律第33条第2項の規定による通報を受理したときは、直ちに、その状況について所属長に報告すること。この場合において、同報告を受けた所属長は、警察本部長に報告をするとともに、その指揮を受け必要な措置を講ずること。

6 許可等の連絡を受理したときの措置

警察署長は、保安課長から次に掲げる連絡を受理したときは、速やかに、その実態を調査し、警察本部長に報告をするとともに、事故防止について必要な対策を講ずること。

- (1) 国家公安委員会が原子力規制委員会から原子炉等規制法第72条第5項の規定による連絡を受けたこと。
- (2) 国家公安委員会が原子力規制委員会から放射性同位元素等の規制に関する法律第47条第2項の規定による連絡を受けたこと。

7 その他

所属長は、3から6までに掲げるもののほか、核原料物質等に係る事故、危険、法令違反等を認知したときは、速やかに、警察本部長に報告をするとともに、その指揮を受け必要な措置を講ずること。